

◇当施設の処遇改善加算の取組みについて

✍ 処遇改善加算に関する加算の算定状況について

当施設では特別養護老人ホームすだちの里、デイサービスセンターすだちの里のどちらも、**介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）**を2019年10月より算定しております。また、現行加算につきましても**介護職員処遇改善加算（Ⅰ）**を算定しております。尚、新たに令和4年10月より**介護職員等ベースアップ等支援加算**を算定しております。

☆当施設の対象者（特定処遇改善加算グループ分け） 令和5年4月1日現在

- ・Aグループ（経験・技能ある職員）・・・18名（正職17名 パート1名）
- ・Bグループ（その他の介護職員）・・・14名（正職 9名 パート5名）
- ・Cグループ（その他の職種）・・・13名（正職 8名 パート5名）

2020年4月より働き方改革の一環として『同一労働同一賃金制度』が施行され、当施設はフルパートの職員の方にも正職員と同額の処遇改善手当金を支給しております。尚、短時間パートの職員の方にも労働日数、労働時間を加味して処遇改善手当金を支給しております。